

「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設」

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和7年10月

若狭町農林水産課

目 次

1	施設の設置目的	1
2	管理運営施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	指定期間	1
5	経費に関する事項	1
6	応募の資格	2
7	その他の条件	2
8	指定管理者の指定の申請	2
9	選定方法	4
10	現地説明会	4
11	指定申請書の提出方法等	4
12	申請書作成に関する質疑の受付及び回答	4
13	選定審議方法	5
14	選定審議基準	5
15	指定管理者の募集及び選定スケジュール	5
16	審議及び発表	6
17	協定書の締結	6
18	配布資料	6
19	事業実施状況のモニタリング等	6
20	その他	7
21	問合せ先	7

嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設指定管理者募集要項

1. 施設の設置目的

今回、指定管理者を公募する嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設（以下「食肉加工施設」という。）は、農林被害の軽減を目指して捕獲したニホンジカとイノシシ等（以下「シカ等」という。）を地域資源として有効活用し、産業の創出及び特産品として地域の活性化を図るための施設である。

2. 管理運営施設の概要

- (1) 施設名称 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設
- (2) 所在地 若狭町海士坂第42号73番地
- (3) 建物概要 敷地面積 3,039.00 m²（内当該施設敷地面積582.00 m²）
建物面積 99.00 m²
構造 鉄骨平屋建
- (4) 施設概要 加工・解体施設、事務室、駐車場
（別紙1「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設概要」のとおり）
- (5) 利用時間 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設条例（平成25年若狭町条例第4号。以下「条例」という。）第8条に規定する時間（ただし、若狭町長の承認を得て変更することができる。）
- (6) 休業日 条例第9条に規定する日数で、若狭町長の承認を得て定める。（ただし、若狭町長の承認を得て変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。）

3. 指定管理者が行う業務

- (1) 条例第6条に規定する業務の実施に関すること。
 - ・シカ等の食肉の加工及び処理に関する業務
 - ・シカ等の食肉の流通に関する普及活動の業務
 - ・食肉加工施設（設備を含む）の維持、管理及び修繕に関する業務
 - ・その他、食肉加工施設の運営、維持及び管理に関して若狭町長が必要と認める業務
- (2) その他、別紙2「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者が行う業務の概要」のとおり

4. 指定期間

指定を受けた日から起算して5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

5. 経費に関する事項

(1) 経費の負担区分

食肉加工施設の運営管理に関する経費については、すべて指定管理者の負担とする。
食肉加工施設の修繕等については、若狭町と指定管理者が協議して決定する。
（別紙3及び別表の考え方による）

(2) 指定管理料

指定管理業務に係る費用は支払わない。指定管理者が自らの責任においてシカ等の食肉販売を行い、その料金等収入で食肉加工施設の管理をすることとする。

(3) 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工振興補助金

若狭町の予算の範囲内において、食肉加工施設が受け入れたシカ等の個体1頭につき上限2,000円の嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工振興補助金を指定管理者の申請に基づき支払うものとする(年間上限700,000円)。

6. 応募の資格

法人その他の団体(以下「団体」という。)で、食肉加工施設の管理運営を行う上でふさわしい信用力、資力、経営力及び企画力を備えている者で、次の全ての要件を満たす者とする(個人での応募は不可)。

- (1) 申請書等の受付締切の日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書等の受付締切の日において、会社更生法(平成14年法律第154号及び民事再生法(平成11年法律第225号))の手続きをしている団体でないこと。
- (3) 申請書等の受付締切の日において、公共団体の一般指名競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない団体であること。
- (4) 申請書等の受付締切の日において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、破産者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するものがない団体であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 本件公募に係る選定委員が属する団体、又はその団体と資本面若しくは人事面で関係のある団体(※)でないこと。

※「資本面若しくは人事面で関係のある団体」とは次のいずれかの団体をいう。

- ・当該団体の出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- ・当該団体の役員を兼ねている者

7. その他の条件

- (1) 指定管理者は、管理業務の遂行にあたり、嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者及び嶺南地域の猟友会・捕獲隊との連携・協力を努めること。
- (2) 指定管理者は、管理業務を開始するまでに、シカ等の食肉の加工・処理に係る営業を開始できるよう食品衛生法に基づく必要な営業許可等を受け、食品衛生責任者を配置すること。
- (3) 指定管理者は、シカ等の食肉販売を行うときは、若狭町が指定するロゴマーク等を表示して流通・販売すること。

8. 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年若狭町条例第60号)第2条及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年若狭町規則第33号)第3条の規定により公の施設の指定管理者の指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて申請する。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書(様式第2号)

- I 応募動機
 - a) 指定を受けようとする動機
 - b) 施設の管理を行う意欲
- II 施設の管理計画
 - a) 指定期間に属する各年度の基本的な方針
 - b) 指定期間に属する各年度の具体的な管理方法
 - c) 指定期間に属する各年度の人員配置に関する考え方
 - d) 指定期間内に指定管理者の責めに帰すべき事由によって、当該事業から撤退せざるを得ない場合の対処策

※ a～cは、年度別ではなく事業の全体的なスタンスを記述することも可とする。
- III 新たな設備の設置計画
 - a) 設備等の基本コンセプト
 - b) 設備等の内容
 - c) 設備等を設置する理由
- IV 管理業務委託計画（施設の管理において、業務の一部を委託する場合）
 - a) 委託業務の内容
 - b) 委託先（名称、所在地）
 - c) 委託する理由
- V 地域連携等に関する考え方
 - a) 有害鳥獣処理施設の指定管理者との連携・協力体制の確立に係る基本方針、具体的な方法及び内容
 - b) 嶺南地域の猟友会・捕獲隊との連携・協力体制の確立に係る基本方針、具体的な方法及び内容
- VI 施設の管理業務の収支計画（指定期間に属する各年度）
 - a) 年度別収支見込み
 - b) 事業収支がとれない場合の対応策
 - c) 借入金返済見込み
- (2) 定款又はこれらに準ずるものの謄本
- (3) 申請の日の属する事業年度の直前5か年の事業年度における収支決算書（各事業・施設区分ごとの決算内容を明確にすること。）ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類（類似事業を主とする）
- (5) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことを確認できるもの。）
- (6) その他必要な関係書類
 - ア) 法人登記簿謄本
 - イ) 印鑑証明書
 - ウ) 法人等の概要
 - a) 経歴・実績等
 - b) 代表者及び管理責任（予定）者等の履歴書、役員構成、氏名及び従業員数
 - c) 有資格者の資格保有状況（経歴等）
 - エ) 財産目録又は貸借対照表

※(1)の書類は、所定の様式に基づいて記入することを基本とするが、詳細資料の添付の関係や所定様式では記入しきれない等の場合は任意の様式でも可とする。ただしその場合、様式の項目は網羅し、提出する書類の頭にはどの様式に該当するのかを明記すること。

※(6)ウの書類は、参考書式を準備することとするが、任意様式でも可とする。ただし、その場合、書式の項目は網羅すること。

※書類はすべてA4サイズとする。

※書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

9. 選定方法

(1) 選定の方式

指定管理者選定審議会において本事業の管理運営に最もふさわしい者を選定する。

(2) 選定フロー

- ①申請書の提出
- ②申請者による指定管理者選定審議会での管理運営等の提案
- ③選定審査(指定管理者選定審議会)
- ④指定管理者の承認(議会)
- ⑤指定管理者の決定通知

10. 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。なお、参加を希望する場合は、別紙申込書(別紙4)により申請することとする。

(1) 開催日時 令和7年10月8日(水) 午前10時00分から

(2) 場 所 若狭町海士坂第42号73番地

(3) 申込方法 令和7年10月7日(火) 正午までにE-mail又はFAXで送付すること(郵送も可とする。)

(4) そ の 他 出席されない場合でも、説明会での説明事項は了知されたものとみなす。

11. 指定申請書の提出方法等

(1) 提出方法 持参を原則とするが、郵送等でもよいものとする。

(2) 提出部数 15部(原本1部、写し14部)

(3) 提出期限 令和7年10月24日(金) 午後5時まで

(4) 提出先 若狭町役場農林水産課(三方庁舎)

(5) 書類の取扱い

①申請書として提出された書類一式についての著作権は申請者に帰属するが、その公表や出版等に関しては若狭町がその権利を有する。

②申請書として提出された書類一式については一切返却しない。

③申請に際してかかる必要な費用は、申請者の負担とする。

(6) そ の 他 左上端1箇所をホッチキス留めとする。

12. 申請書作成に関する質疑の受付及び回答

(1) 質疑の形式及び回答

①質疑の形式

- i) 質疑内容は、事務局のE-mail又はFAXに送付すること。
- ii) 質疑は、郵便、信書便、電話では受け付けない(個別対応はしない)。
- iii) 質疑書の様式は任意とする。(団体名、担当者名、電話番号、FAX番号は必須)

②質疑の受付期間

令和7年10月8日(水)から10月15日(水)午後5時まで

③質疑回答

- i) 全ての質疑事項に対する回答を、E-mail又はFAXで送付する。
- ii) 質疑回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなすものとする。

④質疑回答日

令和7年10月17日(金)

13. 選定審議方法

指定管理者選定審議会において、書類審査と応募者に対するヒアリングの内容により、施設の管理運営に適するか審議し、最も適するものを指定管理者の候補者とする。

最終的な指定管理者の決定は、若狭町議会での議決により、指定管理者の指定を行うこととなる。

14. 選定審議基準

指定管理者の選定は、以下の基準に基づいて行う。

(1) 経営能力に関すること

事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

- ①申請法人等の経営状況
- ②申請法人等の事業実績
- ③申請法人等の事業運営にあたっての基本方針
- ④代表者、支配人予定者等の姿勢

(2) 事業計画に関すること

事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

事業計画による施設の運営が、施設の目的、方針等に基づいているものであること。

- ①施設管理の計画と内容
- ②年間事業計画に関する基本方針
- ③施設管理経費の収支計画

15. 指定管理者の募集及び選定スケジュール

・募集要項の配布

令和7年10月3日(金)から

(配布時間：午前8時30分から午後5時15分)

・現地説明会

令和7年10月8日(水)午前10時から

・質疑受付期間

令和7年10月8日(水)から10月15日(水)午後5時まで

・質疑回答日

令和7年10月17日(金)

- ・申請締切
令和7年10月24日（金）午後5時まで
- ・指定管理者選定審議会（選定審議会による選考）
令和7年11月中旬
- ・指定管理候補者の選定結果通知
指定管理者選定審議会終了後、速やかに
- ・指定管理候補者との仮協定締結
指定管理者選定審議会終了後、速やかに
- ・指定管理者の決定
若狭町議会での議決後、指定管理者の指定を行う
- ・指定管理者候補者の事前準備、引継ぎ

16. 審議及び発表

- (1) 指定管理者選定審議会の構成
審議会は、7名以内の審議委員で組織し、選定にかかる審議を厳正に行う。
- (2) 失格
 - ①申請及び参加登録の提出書類において、虚偽の記載をした場合
 - ②本要項の内容に違反した場合
- (3) 結果
所定の手続きが終了次第、選定結果及び決定を通知する。

17. 協定書の締結

指定管理者決定後において、若狭町長と指定管理者とは施設事業を円滑に実施するにあたり必要な基本的事項を定めた協定書を締結するものとする。

18. 配布資料

- (1) 申請に係る様式
- (2) 若狭町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (3) 若狭町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- (4) 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設条例

19. 事業実施状況のモニタリング等

- (1) モニタリング
若狭町は、指定管理期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行う。
モニタリングの結果、管理の基準や事業計画に記載された事項等が達成されていない場合は、若狭町は改善措置を講じるよう指導等を行う。
 - ①定期モニタリング
毎月、指定管理者は若狭町に対し業務報告書を提出し、町は状況確認を行う。
 - ②随時モニタリング
若狭町は、必要に応じ、随時状況確認等を行う。
- (2) 帳簿類等の提出要求
監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他記録を若狭町に提出

すること。

20. その他

- (1) 施設管理・運営に当たっては、若狭町の住民を雇用することに最大限配慮すること。
- (2) 前任の指定管理者が投資した資産等について、前任者が有償無償に関わらず譲渡したい旨の申し出があった場合は、このことについて前任者との二者の間により誠意をもって話し合うこと。
- (3) 前任の指定管理者がリース契約している設備等について、前任の指定管理者との二者の間により誠意をもって話し合い、極力、継続契約すること。
- (4) 指定管理期間中に既存施設にない設備等を新たに設置し、積極的に地域の活性化を図る考えがある場合は、事業計画書（様式第2号）の「Ⅲ 新たな設備の設置計画」に必ず記入すること。
- (5) 本要項の内容に変更が生じた場合は、E-mail 又は FAX でその都度連絡する。

21. 問合せ先

若狭町役場三方庁舎 農林水産課

〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央1-1

TEL: 0770-45-9102 FAX: 0770-45-9119

E-mail: tokusan@town.fukui-wakasa.lg.jp